

韓国における 携帯電話位置情報取得捜査とその規制

安部祥太

《目次》

はじめに

- I. 日本における携帯電話位置情報取得捜査の概要
 - II. 検証許可状に基づく携帯電話位置情報の取得
 - III. 韓国における携帯電話位置情報取得捜査
 - IV. 韓国通信秘密保護法2019年改正とその背景
- おわりに——韓国の法制から得られる示唆

はじめに

科学技術の進展に伴い、様々な情報通信技術が捜査に活用されている¹⁾。捜査対象者などの位置情報を取得・追跡することも、技術的には容易になった。そのうちの一つは、GPS 端末を個人の所持品に密かに装着することによって行う GPS 捜査である。しかし、最高裁平成 29 年 GPS 大法廷判決が示された後²⁾、いわゆる装着型 GPS 捜査に関する具体的な立法動向などはみられない³⁾。

捜査対象者などの位置情報を取得する他の方法として、電気通信事業者の取り扱う携帯電話位置情報を取得する方法がある。日本では、個人情報保護委員会・総務省告示「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」の定めにより、検証許可状の発付を得て実施している⁴⁾。GPS 捜査が立法されていない現在、この捜査手法への期待は、これまで以上に大きいと思われる^{5), 6)}。

そのような中、2018 年に、合衆国最高裁 Carpenter 判決が示された⁷⁾。Carpenter 判決は、携帯電話基地局位置情報の取得が修正 4 条の「搜索」に該当するとして、

-
- 1) 近時の網羅的研究として、尾崎愛美『犯罪捜査における情報技術の利用とその規律』（慶應義塾大学出版会，2023 年）がある。
 - 2) 最大判平成 29 年 3 月 15 日刑集 71 卷 3 号 13 頁。
 - 3) 平成 29 年 GPS 大法廷判決以後も、三重県警が無令状で GPS 捜査を実施した例が確認されている。日本弁護士連合会「GPS 捜査の不実施及び実施済 GPS 捜査に関する適正な対応を求める意見書」（2018 年）3 頁を参照。
 - 4) 池田弥生「携帯電話の位置探索のための令状請求」判例タイムズ 1097 号（2002 年）28 頁、石渡聖名雄「逃走中の被疑者の所在把握のため、電話局内設置の装置から将来の携帯電話の位置情報を探索するための同装置の検証許可状を発付する際留意すべき事項」高麗邦彦＝芦澤政治編『令状に関する理論と実務Ⅱ』（判例タイムズ社，2013 年）144 頁、松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第 5 版増補版〕』（弘文堂，2024 年）452 頁。
 - 5) 大野正博「携帯電話基地局位置情報の取得と合衆国憲法修正 4 条」朝日法学論集 52 号（2020 年）182 頁。
 - 6) 装着型 GPS 捜査について立法しようとするれば、本稿の取り扱う携帯電話位置情報取得捜査についても議論せざるを得なくなるはずである。現行の携帯電話位置情報取得捜査に何らかの規制が加わることを避けるために、装着型 GPS 捜査について今後も敢えて立法しないままの状態であることは十分に考えられる。
 - 7) Carpenter v. United States, 585 U.S. 296 (2018). なお、尾崎愛美＝亀井源太郎「基地局位置情報取得捜査と令状の要否」情報法制研究 4 号（2018 年）15 頁、緑大輔『刑事捜査法の研究』（日本評論社，2022 年）59～65 頁も参照。

令状を要する旨を判示した。もっとも、上記の通り、日本における携帯電話位置情報取得捜査は、検証許可状を取得して実施してきた。また、Carpenter 判決自身が、本判決はリアルタイムの基地局位置情報取得に言及するものではない旨を繰り返している⁸⁾。そのため、日本において、Carpenter 判決が真新しいものとして受け止められなかった可能性がある⁹⁾。いずれにせよ、かつての GPS 捜査などと比較すると、携帯電話位置情報取得捜査をめぐる議論は、それほど盛んに展開されていない¹⁰⁾。

しかし、携帯電話位置情報取得捜査は、検討すべき点が依然として多く残されているように思われる。例えば、平成 29 年 GPS 大法廷判決を経た現在もなお、従来と変わらない解釈・方法で基地局位置情報を取得・活用し続けてよいかという問題がある。また、携帯電話位置情報取得捜査を行うにあたって、法律に拠らずにガイドラインの定めによる検証という方法で実施し続けてよいかという問題などもある。そこで、本稿では、韓国における携帯電話位置情報取得捜査とその規制から得られる示唆を踏まえて、日本の携帯電話位置情報取得捜査に関する問題点を改めて検討する。

I. 日本における携帯電話位置情報取得捜査の概要

日本における携帯電話位置情報取得捜査は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下、単に「ガイドライン」という。）に基づいて実施されている¹¹⁾。ここでいう「位置情報」は、移動電話端末（端末設備等規則〔昭和 60 年郵政省令第 31 号〕2 条 2 項 5 号）などの所持者の所在を表す場所を示す情報をいう（基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをい

8) See e.g., Carpenter v. United States, 585 U.S. 296, 316 (2018).

9) 柳川重規「位置情報とプライバシー」法学新報 125 巻 11・12 号 (2019 年) 606～607 頁, 632 頁。

10) 伊藤徳子「犯罪捜査のための基地局情報の取得」中央大学大学院研究年報法学研究科篇 48 号 (2019 年) 232 頁。

11) 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号，最終改正令和 6 年 3 月 12 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）。

い、利用明細に記載される着信地域〔単位料金区域等〕のようなものは含まない。〕¹²⁾。電気通信事業者の取り扱う位置情報は、基地局に係る位置情報、GPS 位置情報、Wi-Fi 位置情報などがある¹³⁾。

1. 基地局位置情報

基地局位置情報は、電気通信事業者が通信を成立させる前提として端末所有者から取得している情報をいう。これは、(1) 位置登録情報と、(2) 個々の通信の際に利用される基地局位置情報に区別される¹⁴⁾。

(1) 位置登録情報

位置登録情報は、「移動体端末が着信等を行うために、移動体端末がどの基地局のエリア内に所在するかを明らかにするため、移動体端末がエリアを移動するごとに基地局に送られるほか、あるエリア内でも定期的に基地局に送られる情報」である¹⁵⁾。つまり、移動電話端末などの所持者がエリアを移動すると、個々の通信を成立させる前提として、位置登録情報が電気通信事業者に機械的に送信される¹⁶⁾。実際に通信している際に用いられる情報ではないため、通信の秘密に該当せず、プライバシーとして保護される個人情報として扱われる¹⁷⁾。位置登録情報は、「基地局の識別番号、端末の識別番号、取得日時等」によって構成される。その位置が特定される範囲は、基地局を単位としている。その精度は、基地局の密集度合いによって異なるものの、概ね数百メートルから数キロメートルの半径の扇形の範囲で位置が特定される¹⁸⁾。

12) 個人情報保護委員会＝総務省「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号〔最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第4号〕）の解説」（令和7年3月）207頁。

13) 総務省緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会「位置情報プライバシーレポート——位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて」（2014年）6～8頁、個人情報保護委員会ほか・前掲注12）196頁。

14) 総務省・前掲注13）6頁。

15) 総務省・前掲注13）6頁。

16) 個人情報保護委員会ほか・前掲注12）207頁。

17) 総務省・前掲注13）6頁、個人情報保護委員会ほか・前掲注12）207頁。

18) 高木浩光「GPS 捜査の技術的發展と最高裁判決の射程」指宿信編『GPS 捜査とプライ

(2) 個々の通信の際に利用される基地局位置情報

これに対して、個々の通信の際に利用される基地局位置情報は、通信の構成要素であるため通信の秘密としても保護される¹⁹⁾。この情報は、「基地局の識別番号、通信の発信元の識別番号、通信の発信先の識別番号、通信日時等」によって構成される。その位置が特定される範囲は、上記(1)位置登録情報と同様である²⁰⁾。

2. 携帯電話の GPS 機能を用いた位置情報

GPS 位置情報は、「複数の GPS 衛星から発信されている電波を携帯電話等の移動体端末が受信して、衛星と移動体端末との距離等から当該移動体端末の詳細な位置を示す位置情報」である²¹⁾。基地局位置情報と異なり、GPS 位置情報は、個々の通信を成立させるために必要な情報ではない。また、電気通信事業者が通信を成立させる前提として取得するものでもない。GPS 位置情報は、「緯度経度情報、端末の識別情報、取得日時等」によって構成される²²⁾。緯度経度単位(数メートル～数十メートル単位)で詳細な位置を示すことが可能であるため、基地局位置情報よりも高いプライバシー性を有するとされている²³⁾。

3. Wi-Fi 位置情報

Wi-Fi 位置情報は、「Wi-Fi のアクセスポイントと移動体端末間の通信を位置情報の測位に応用することによって、利用者によるインターネット接続の前後を問わず取得される位置情報」である²⁴⁾。これは、(1) 端末利用者とアクセスポイント設置者間の通信に基づく位置情報と、(2) 端末利用者がアクセスポイントから外部と通

バシー保護——位置情報取得捜査に対する規制を考える』(現代人文社、2018 年) 81 頁、三好一幸『令状審査の理論と実務(第 2 版)』(司法協会、2020 年) 123 頁、田中康郎監修『令状実務詳解(補訂版)』(立花書房、2023 年) 912～913 頁〔大川隆男執筆〕。池田・前掲注 4) 27 頁によれば、各基地局の担当する通信地域は、都市部ではおよそ半径 500 メートル程度の範囲であり、郊外になるにつれてその範囲が拡大するという。

19) 総務省・前掲注 13) 6 頁、個人情報保護委員会ほか・前掲注 12) 207 頁。

20) 総務省・前掲注 13) 6 頁。

21) 総務省・前掲注 13) 7 頁。

22) 総務省・前掲注 13) 7 頁。

23) 総務省・前掲注 13) 7 頁。

24) 総務省・前掲注 13) 7 頁。

信を行うことで把握される位置情報に区別される²⁵⁾。もっとも、基地局位置情報やGPS位置情報と異なり、Wi-Fi位置情報は、その性質ゆえに包括的な取得に馴染みにくい。そのため、位置情報取得捜査として議論されることは、多くないように思われる。

電気通信事業者が取り扱う位置情報の概要は、以下の図表の通りである。

《図表》電気通信事業者が取り扱う位置情報の概要²⁶⁾

	基地局に係る位置情報		GPS 位置情報	Wi-Fi 位置情報	
	個々の通信の際に利用される基地局の位置情報	位置登録情報		端末利用者とアクセスポイント設置者間の通信に基づく位置情報	端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報
概要	個々の通信の際に把握される利用者の基地局に係る位置情報	移動体端末が着信等を行うために、移動体端末がどの基地局のエリア内にあるかを明らかにするため、自動的に取得される位置情報	携帯端末のGPS機能により端末の具体的な所在地を示す情報。利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に提供される。	端末がアクセスポイントと接続し、外部と通信を行う前提として、端末がMACアドレス等をアクセスポイントに送信することにより把握可能な位置情報	端末が特定のアクセスポイントと接続し、外部と通信を行うことにより、把握可能な位置情報

25) 総務省・前掲注13)8頁。

26) 総務省・前掲注13)8頁「【図表2-3: 電気通信事業者が取り扱う位置情報の概要】」を転載。

韓国における携帯電話位置情報取得捜査とその規制

通信の秘密・個人情報への該当性、他の識別情報との結びつき	・電気通信事業者にとって、 <u>通信の秘密</u> に該当する。 ・携帯電話事業者の契約者情報と紐づくことから <u>個人情報</u>	・携帯電話事業者の契約者情報と紐づくことから <u>個人情報</u>	・他の個人情報と紐づく場合、個人情報	・他の個人情報と紐づく場合、個人情報・ <u>MAC アドレスと紐づく</u> 。	・電気通信事業者にとって、 <u>通信の秘密</u> に該当する。 ・他の個人情報と紐づく場合、個人情報・ <u>MAC アドレスと紐づく</u> 。
取得の経緯	・ <u>通信時に取得</u> される。	・ <u>通信の前提として取得</u> される。	・利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に取得されるが、設定によりバックグラウンドで取得されることもある。	・ <u>通信の前提として取得</u> される。	・ <u>通信時に取得</u> される。
精度	基地局単位(数百メートル～)		経度緯度情報(数メートル～)	アクセスポイント単位(数メートル～)	
利用者の認識	・通信目的で取得・利用されることについては、予測可能と考えられる。	・携帯電話を使用していなくても、基地局に位置情報を把握されていることについて、利用者の理解が及んでいない可能性がある。	・位置情報を利用することが明らかなサービスを自ら利用する際には、その取得・当該サービスにおける利用について予測可能と考えられる。	・Wi-Fi 通信を利用していなくても、アクセスポイントにMACアドレス等が取得されていることについては、利用者の理解が及んでいない。	・通信目的で取得・利用されることについては、予測可能と考えられる。

4. その他——基地局位置情報とフェムトセル基地局

上記の通り、一般に、基地局位置情報の精度は、GPS 位置情報や Wi-Fi 位置情報と比較すると低い。しかし、基地局位置情報について検討する際には、フェムトセ

ル (femtocell) 基地局の存在を念頭に置く必要があろう。フェムトセル基地局は、設置場所から数十メートル程度の狭い範囲に通信エリアを構築する小型基地局である。通常の基地局により通信エリアを構築すると、通信エリアの境界領域、高層階・地階、山間部などで、電波強度の弱い場所が生じる。これに対応するために、利用者が電気通信事業者を通じて設置する小型基地局が、フェムトセル基地局である²⁷⁾。これは、通常の基地局から受信した電波を増幅するホームアンテナと異なり、インターネットに接続するブロードバンド回線を利用してネットワークに接続することで電波強度の弱い場所に通信エリアを構築する仕組みである。具体的には、ビル高層階や地階のオフィス・商業施設や、山間部の住居などで利用されることが多い。

捜査対象者の所有する携帯電話がフェムトセル基地局と接続している場合、基地局の識別番号によってフェムトセル基地局が特定され得る。フェムトセル基地局は、一定の狭い区画に限定して通信エリアを構築するため、特定された位置情報の精度はGPS位置情報よりも高くなる場合がある。また、GPS位置情報を取得しにくい屋内や地階などでも、確実に位置情報を取得することができる。フェムトセル基地局は、特定のフロアや区画を対象として通信エリアを構築するものであるため、地図上の二次元位置情報を超えて、三次元的に位置情報を把握することもできる。

基地局位置情報の精度を考えるにあたっては、GPS位置情報と比較した精度のみを想定するのではなく、捜査対象者の所有する携帯電話がフェムトセル基地局に接続されている場合があることも念頭に置くべきであろう。

II. 検証許可状に基づく携帯電話位置情報の取得

1. 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

捜査機関は、電気通信事業者を通じて、逃亡中の被疑者等が使用する携帯電話の位置を探索することがある²⁸⁾。ガイドラインは、「電気通信事業者が、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合においては、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得すること」を認める(41条4項)。ここで

27) 総務省「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関連法令の適用関係に関するガイドライン(改訂版)」(平成28年5月20日改訂)などを参照。

28) 田中・前掲注18)913頁〔大川隆男執筆〕。

は、基地局位置情報と GPS 位置情報が区別されておらず、両者は「位置情報」と一括りにされている。ガイドラインは、位置情報の種類・性質に応じた要件を設けていない。

個人情報保護委員会及び総務省による解説は、位置情報が「個々の通信に関係する場合は通信の構成要素であるから、通信の秘密として保護され」と説く。これに対して、位置登録情報は、通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項であると理解する。もっとも、位置登録情報であっても、「ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高く、通信とも密接に関係する事項」である。そのため、「捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合については、裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得することができる」としている²⁹⁾。

2. 位置情報の取得による権利侵害に関する一般的理解

ガイドラインは、電気通信事業者が取り扱う位置情報の取得を強制処分と捉えて、令状審査を求めている。実務では、次のような理解のもと、リアルタイムの基地局位置情報を検証許可状に基づいて取得している³⁰⁾。

(1) 基地局位置情報の取得は、「一定時点におけるおおよその居場所が知られるという不利益が問題となるから、通話内容の傍受などに比べれば、プライバシー等利益侵害の程度が低い」というものの、携帯電話の使用者は、自らの位置情報が探知されることはないという期待を有しているといえ、方法によっては、捜査機関が全く秘密裏に個人の行動を長期間継続的に把握することを可能にするという点でプライバシーを大きく侵害するおそれがあるので、強制処分の性質を有する」ものである。これを前提とすると、「その方法は、携帯電話会社のシステム端末を操作して、携帯電話から発信された電波を受信した基地局及び受信方向等のデータから判明する位置情報の内容を、五感の作用により認識するものであるから、刑事法上、

29) 個人情報保護委員会ほか・前掲注 12) 210 頁。

30) なお、大阪地決平成 27 年 6 月 5 日判時 2288 号 138 頁は、「携帯電話の基地局に係る将来の位置情報を取得する場合には、検証許可状（いわゆる位置探索令状）によるとの実務的運用が定着している」と述べる。

検証に当たる」³¹⁾。

(2) GPS位置情報の取得は、GPS位置情報が基地局位置情報よりも高いプライバシー性を有することを前提としつつも、「法的な根拠は刑事訴訟法218条第1項に基づく検証であり、携帯電話事業者によるGPS位置情報の取得についても検証許可状に基づく処分及び必要な処分として説明できる」とされている³²⁾。

もっとも、特に平成29年GPS大法廷判決が示されるまで、位置情報取得の権利侵害性は低く見積もられてきた。すなわち、「位置探索によって侵害される情報主体の利益は、おおよそその所在地が知られることに過ぎないのであって、電話傍受によって直接侵害を受ける利益や強制採尿に伴う執行上の不利益に比べると、それほど重大なものではないといえる。むしろ、一般の令状の執行によって侵害を受ける利益以上のものではないというべきである。したがって、位置探索のための令状の場合、その処分の性質自体から嫌疑について特に高い程度のものが要求されるとは解されないし…(中略)、被疑事実となる犯罪の限定、補充性等を、特有の要件として設定する必要はない」と解されてきた³³⁾。そのため、位置情報取得の要件も、以下のよう

3. 位置情報取得の要件

電気通信事業者の取り扱う位置情報は、その種類に拘わらず、検証許可状に基づいて取得されている。この捜査手法に関する司法判断は存在しないため³⁴⁾、強制採尿令状などのような特別の条件が判例法理によって追加されているわけではない。基本的には、通常の検証許可状発付要件により——すなわち、犯罪の嫌疑と処分の必要性があれば、令状が発付されて携帯電話位置情報が取得されている³⁵⁾。

31) 以上、池田・前掲注4) 28頁。なお、石渡・前掲注4) 144頁も参照。

32) 総務省ICTサービス安心・安全研究会個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG「第3会合 議事要旨」(平成27年3月2日)2頁における警察庁の説明。

33) 池田・前掲注4) 29～30頁。

34) 尾崎・前掲注1) 133頁。

35) なお、石渡・前掲注4) 144頁は、差押えの必要性と関連する最決昭和44年3月18日刑集23巻3号153頁を挙げた上で、「この判断基準は…(中略)…検証においても参考になると思われ、携帯電話の位置探索の令状発付の場面でも、犯罪の態様、軽重、当該事案の解明等において検証を行うことの価値、検証により対象者が受ける不利益の程度等の事情が考慮されるものと考えられる」と述べる。三好・前掲注18) 124～125頁は、携

(1) 基地局位置情報

裁判官は、基地局位置情報のための検証許可状を発付するにあたり、次の事項に留意すべきであるとされている。まず、犯罪の嫌疑として、「位置探索という性質自体からは、特に高い程度の嫌疑を必要とするものではない」ものの、「被疑者の探索を目的として位置探索のための令状を発付することができると解した場合、その被疑者の探索という目的自体が合理的根拠に基づくものでなければ、強制処分の必要性があるとはいえないのであるから、令状発付の目的・必要性の観点から、高い程度の嫌疑が求められる」という³⁶⁾。とりわけ、逮捕状が発付されていない被疑者の所在を明らかにするために位置情報を取得する場合があります。その場合には「逮捕に準ずるような嫌疑があることが必要と解し、慎重な運用を心掛けるのが相当」とされている。

(2) GPS 位置情報

GPS 位置情報は、基地局位置情報と異なり、電気通信事業者が常にそれを把握しているわけではない。そのため、GPS 位置情報を取得するためには、電気通信事業者が一定の操作を行い、対象となる移動体端末の GPS 機能を遠隔で作動させる必要がある³⁷⁾。そこで、以前のガイドラインは、端末の画面への表示を通じて「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」とに限り、電気通信事業者が位置情報を取得できるように規定していた（旧 26 条 3 項）。しかし、このような条件は、捜査機関にとって活用しにくいものであった³⁸⁾。そこで、犯罪対策閣僚会議の方針も踏まえ³⁹⁾、総務省 ICT サービス安心・安全研究会個人情報・利用

携帯電話事業者に対する検証許可状と携帯電話端末に対する検証許可状について、記載事項をそれぞれ例示している。

36) 池田・前掲注 4) 30 頁、田中・前掲注 18) 913 頁〔大川隆男執筆〕。

37) 田中・前掲注 18) 915 頁〔大川隆男執筆〕。

38) 川出敏裕『刑事手続法の論点』（立花書房、2019 年）33 頁注 43) によれば、利用者に通知するという条件が付されていたため、検証許可状に基づいて GPS 位置情報を取得した例はなかったようである。

39) 犯罪対策閣僚会議『「世界一安全な日本」創造戦略』（平成 25 年 12 月 10 日）51 頁は、「振り込め詐欺等の被疑者の所在地等の特定のための携帯電話端末の GPS 位置情報の取得について、関係ガイドラインの見直しを含め、捜査の実効性が確保されるような仕組みの構築に向けて検討する。」としていた。

者情報等の取扱いに関するWGにおける検討を経て、2015年6月ガイドライン改正によって通知条件規定が削除された。現在は、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」という条件は要求されていない。また、これに代わる事後告知規定なども整備されていない。

4. 小括

以上のように、日本では、検証許可状に基づいて携帯電話位置情報が取得されている。その根拠は、個人情報保護委員会と総務省によるガイドラインである。実務では、令状審査にあたって、一定の高い嫌疑を求めるなどの慎重な運用が意識されている。しかし、明確な要件が法定されているわけではない。また、基地局位置情報とGPS位置情報が区別されているわけでもない。検証許可状の請求や令状審査にあたって、位置情報の特性を踏まえた特別の条件付けは行われていない。加えて、位置情報取得後の通知手続などのような事後規制も整備されていない。携帯電話位置情報取得捜査は、平成29年GPS大法廷判決が示される以前と同じ枠組みで実施され続けている。

Ⅲ. 韓国における携帯電話位置情報取得捜査

1. 前提となる事情

これまで、韓国で、いわゆる装着型GPS捜査が正面から問われることはあまりなかった⁴⁰⁾。現時点でも、装着型GPS捜査に関する判例や立法は見られない⁴¹⁾。その理由の一つとして、このような捜査手法に依拠しなくても、相当に詳細な「リレー捜査」を行い得ることが挙げられよう。韓国では、公設・私設を問わず至るところに設置されたCCTVの記録に加えて、街中に駐車された車両の車載カメラ記録も活

40) 安部祥太「韓国におけるGPS捜査をめぐる状況」指宿信編『GPS捜査とプライバシー保護』（現代人文社、2018年）183～188頁。김혁, 일본에서의 위치정보 수사를 둘러싼 논의와 그 시사점, 범죄수사학연구 15호 (2022년) 274 쪽도 참조.

41) 박혜림, 범죄수사를 위한 통신사실확인자료 수집에 대한 소고: 위치정보추적수사를 중심으로, 전북대학교 법학연구 64집 (2020년) 363 쪽; 박완규, GPS 추적 수사의 법적 성격에 관한 연구: 미국의 최근 판례 동향을 중심으로, 숭실대학교 법학논총 55집 (2023년) 67-68 쪽.

用した「リレー捜査」が日常的に行われている。韓国では、自家用車の取得にあたり、車庫証明が必要とされていない（2022 年から、済州島に限り、車庫証明制度が導入された。）。また、慢性的な土地不足・駐車場不足がみられる。その結果、路上駐車が社会問題化している⁴²⁾。街の至るところに駐車された韓国の自家用車は、一般に、停車中もドライブレコーダーで撮影・記録していることが多い。そのため、捜査機関は、犯罪を認知したときは、事件現場の周辺に駐車された車両の所有者に撮影データの任意提出を求める。CCTV と車両ドライブレコーダーの映像を事件現場から辿ることで、CCTV の死角について情報を得たり、相当に詳細なりレー捜査を行うことができる。

このような状況の中で、ドライブレコーダーの撮影データを犯罪捜査に積極活用する自治体も登場した。例えば、2023 年 6 月、ソウル特別市南部に位置する銅雀区(동작구)は、「スモーキングガン IoT」プラットフォームの運用を開始した。銅雀区の「スモーキングガン IoT」は、犯罪が発生した日時・場所をサーバーに登録すると、当時その付近に所在したドライブレコーダー設置車両を検索することのできるプラットフォームである。車両所有者は、ドライブレコーダーの画面を通じて、自身の車両ドライブレコーダーが事件の「目撃者」である可能性を伝えられる。捜査機関は、取得した車両番号を活用し、車両所有者に協力を要請する⁴³⁾。このように、街中の CCTV に加え、ドライブレコーダーの撮影データも活用するためのプラットフォームが整備されたりしている。それにより、捜査対象者の行動を相当広範囲に亘って追跡することが可能となる。

装着型 GPS 捜査に関する判例や立法が見られないもう一つの背景は、捜査機関が個人の位置情報を把握する手段として、携帯電話位置情報取得捜査を幅広く行なっていることである。この捜査手法は、捜査の初期段階で、被疑者や被害者を特定するために活用されることが多い⁴⁴⁾。その詳細は、次節の通りである。

42) 조선일보 2023.7.3, 살인까지 부르는 주차난…주차장 확보율 100% 넘는데 왜 차 델 곳 없나.

43) 신아일보 2023.7.13, 동작구, 차량용 블랙박스로 범인 잡는다… ‘스모킹건 IoT’ 정식 운영 시작.

44) 헌법재판소 2022.7.21 선고, 2016 헌마 388, 2022 헌마 126 (병합), 2022 헌마 105, 110 (병합) 결정.

2. 通信秘密保護法による位置情報取得捜査

(1) 通信秘密保護法

大韓民国憲法 18 条は、「すべて国民は、通信の秘密を侵害されない。」と規定して、通信の秘密を保障している。通信の秘密は、国家安全保障、秩序維持、公共の福祉のためであれば制限し得るものの、必ず法律によらなければならない。また、そのための法律は、過剰禁止の原則や本質的内容侵害禁止の原則を遵守しなければならないとされている。通信の秘密に対する制限と関連して設けられた代表的な法律が、通信秘密保護法である⁴⁵⁾。

1993 年に制定された通信秘密保護法は、「通信及び対話の秘密と自由に対する制限は、その対象を限定して厳格な法的手続を経るようにすることで、通信の秘密を保護し、通信の自由を伸張すること」を目的として制定された（通信秘密保護法 1 条）⁴⁶⁾。法律の名称や目的規定からも明らかであるように、この法律は、通信の自由を積極的に制限することを目的とするものではない。あくまでも、「通信秘密を保護し、通信の自由を伸張すること」を目的としている。制定理由も、技術的に可能な通信傍受などの手段を制限するとともに、厳格な法的手続を求めることにある⁴⁷⁾。

通信秘密保護法によって、犯罪捜査又は国家安全保障のための強制処分として⁴⁸⁾、例外的に（3 条 1 項）、通信の秘密に対する制限が許容される。具体的には、①通信制限措置（5 条）や、②通信事実確認資料の閲覧・提供等（13 条）を行い得る。①通信制限措置とは、「郵便物の検閲又は電気通信の傍受」のことである（3 条 2 項）。通信制限措置は、5 条 1 項各号所定の犯罪を計画又は実行し、又は実行したと疑うに足りる十分な理由があり、他の方法によってはその犯罪の実行を阻止し、又は犯人の逮捕若しくは証拠の収集が困難である場合に限り（5 条）、法院の許可を得て（6 条）、実施することができる。②通信事実確認資料は、通信の内容そのものではなく、通信秘密と間接的に関連する事項（いつ、どこで通話したか等の事項）に関する資料である。位置情報は、この通信事実確認資料に含まれている（2 条 11 号／下記

45) 이정만, 통신비밀보호법, (박영사, 2024 년) 6 쪽.

46) 通信秘密保護法の条文は、安部祥太「《翻訳》韓国『通信秘密保護法』試訳」青山ローフォーラム 14 巻 1 号 (2025 年) 33 頁を参照。

47) 통신비밀보호법 (1993.12.27 제정 법률제 4650 호) 제정 이유.

48) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 191, 550 (병합), 2014 헌마 357 (병합) 결정.

(2)①で詳述する。)。その他、送受信を終えた通信内容については、刑事法上の捜索・差押えによって取得することが可能である。また、電気通信事業法上の通信利用者情報（電気通信事業法 83 条 3 項各号⁴⁹⁾）は、任意処分として取得できるとされている（同項柱書^{50), 51)}。

(2) 犯罪捜査のための通信事実確認資料提供

①取得することのできる「通信事実確認資料」

本稿との関係で重要なのは、上記(1)②犯罪捜査のための通信事実確認資料の提供である。検事又は司法警察官は、捜査又は刑の執行のために必要である場合に、電気通信事業法による電気通信事業者に、通信事実確認資料の閲覧や提出を要請することができる（13 条 1 項）。

犯罪捜査のために捜査機関が取得できる「通信事実確認資料」とは、①加入者の電気通信日時、②電気通信開始・終了時間、③発着信通信番号等、相手方の加入者番号、④使用頻度、⑤コンピューター通信又はインターネット使用者が電気通信サービスを利用した事実に関するコンピューター通信又はインターネットログ記録資料、⑥情報通信網に接続された情報通信機器の位置を確認することのできる発信基地局

49) 通信利用者情報は、利用者の姓名(1号)、住民登録番号(2号)、住所(3号)、電話番号(4号)、ID(5号)/コンピュータシステムや通信網の正当な利用者であると認めるための利用者識別符号をいう)、加入日又は解約日(6号)を指す。

50) 헌법재판소 2012.8.23 선고, 2010 헌마 439 결정. ただし、通信利用者情報提供の要請は、要請事由、当該利用者と関連性、必要な通信利用者情報の範囲を記載した書面によって行わなければならない（電気通信事業法 83 条 4 項）。電気通信事業者が通信利用者情報を提供したときは、大統領令で定める台帳に提供事実などを記録しなければならない（同 5 項）。また、電気通信事業者は、年に 2 回、通信利用者情報の提供状況を科学技術情報通信部長官に報告しなければならない、関連資料の点検を受けることがある（同 6 項）。加えて、電気通信事業者は、通信利用者情報の提供を要請した者が所属する中央行政機関の長に、上記電気通信事業法 83 条 5 項記載の台帳の内容を伝えなければならない（同 7 項）。

51) 이정만・앞의 주 45) 22-23 쪽. なお、国家人権委員会 2023 年決定は、科学技術情報通信部長官に対して、捜査機関が法院の許可や令状なく通信資料の提供を受けられるように規定した電気通信事業法 83 条 3 項について、法院の許可を得るように改正すること等を勧告している。また、捜査機関に対して、捜査に必要な最小限度の範囲内に限って通信資料の提供を要請するように勧告している（국가인권위원회 2023.1.30, 21 진정 0975300 결정）。

の位置追跡資料、⑦コンピューター通信又はインターネット使用者が情報通信網に接続するために使用する情報通信機器の位置を確認することのできる接続地の追跡資料である(2条11号の各列記事項)。このうち、⑥発信基地局の位置追跡資料と⑦接続地の追跡資料が、対象者の位置情報と関連する情報である。

通信事実確認資料の提供を要請する対象は、「被疑者又は被内査者」である(13条9項による6条2項の準用)。「捜査」は、犯罪の嫌疑の有無を明白にし、公訴を提起・維持するかどうかを決定するために、犯人を発見・確保し、証拠を収集・保全する捜査機関の活動をいう⁵²⁾。これに対して、「内査」(내사)は、刑事法上の根拠を持つ概念ではない。「内査」は、犯罪の嫌疑が未だ認められない状態で、犯罪の嫌疑があるかどうかを確認するための調査活動をいう。捜査対象となった者を被疑者と呼ぶのに対して⁵³⁾、内査対象となった者を被内査者と呼ぶ。1954年制定刑事訴訟法は、検事を捜査の主宰者として規定し、司法警察官吏を捜査の補助者と位置づけた(1954年制定刑事訴訟法195条、196条1項・2項)。そこで、第一次捜査機関としての地位を持たない警察が、検察の指揮を受けずに活動するために用いた概念が「内査」である。このような実務上の概念が、2011年通信秘密保護法改正によって明文化された⁵⁴⁾。捜査機関は、以下の実体的・手続的要件を踏まえて、「各被疑者別又は各内査者別に」通信事実確認資料の提供について許可を求めることになる⁵⁵⁾。

②通信事実確認資料提供の実体的要件

捜査機関は、「捜査…(中略)…のために必要である場合」に、電気通信事業者に対して通信事実確認資料の提供を要請することができる(13条1項／必要性要件)。「捜査のため必要である場合」は、捜査機関の単なる主観的必要性では足りず、その必要性を疎明する客観的資料が要求される(13条9項による6条4項の準用)。憲法裁判所も、「ここでいう『捜査のために必要な場合』とは、位置追跡資料が犯人の発見や犯罪事実の立証に寄与する蓋然性が十分に疎明されるという前提の下で、犯人を発見・確保し証拠を収集・保全する捜査機関の活動のために、その目的を達成す

52) 대법원 1999.12.7 선고, 98도3329 판결.

53) 대법원 2014.4.30 선고, 2012도725 판결は、「被疑者の地位は、捜査機関が調査対象者に対する犯罪の嫌疑を認めて捜査を開始する行為をしたときに始まる」と判示している。

54) 신동운, 신형사소송법 [제6판], (법문사, 2024년) 9-12쪽.

55) 신동운・앞의 주 54) 340-341쪽.

ることができる範囲内で、関係者の位置追跡資料の提供を要請する必要がある場合である」と判示している⁵⁶⁾。

通信事実確認資料のうち、上記①⑥⑦をリアルタイムで取得する場合と（13条2項1号）、特定の基地局に対する通信事実確認資料を取得する場合は（同項2号）、他の方法によっては犯罪の実行を阻止することが困難であり、又は犯人の発見・確保若しくは証拠の収集・保全が困難である場合に限り、閲覧や提出を要請することができる（13条2項柱書／補充性要件）。ただし、通信秘密保護法5条1項各号の定める一定の犯罪については、必要性要件のみで通信事実確認資料の提供を要請することができる（同項ただし書）。通信秘密保護法5条1項各号の定める一定の犯罪は、かなり広範囲に及ぶ⁵⁷⁾。そのため、位置情報をリアルタイムで取得したり通信事実確認資料を取得するにあたって、補充性が要求される犯罪は必ずしも多くない。補充性要件は、通信秘密保護法2019年改正によって新設された要件である。その経緯は、下記Ⅳで改めて述べる。

③通信事実確認資料提供の手続的要件

捜査機関が通信事実確認資料の提供を要請するためには、要請事由、当該加入者との関連性及び必要な資料の範囲を記録した書面により、管轄地方法院の許可を受けなければならない（13条3項）⁵⁸⁾。韓国では、捜査段階で強制処分を実施するにあたり、令状請求権者を検事に限定している（憲法12条3項）。そのため、司法警察官が通信事実確認資料の提供を受けようとする場合には、司法警察官が検事に申請し、検事が法院に対して請求することになる（通信秘密保護法13条9条による6条2項の準用）。このとき、検事は、必要であるときは、司法警察官に補完捜査を要求することができる（刑訴法197条の2第1項2号、検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規程59条3項）。正当な理由がないにも拘わらず、検事が令状を請求しない場合は、司法警察官は管轄高等検察庁に対して検事が令状請求し

56) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 191, 550 (병합), 2014 헌마 357 (병합) 결정.

57) 安部・前掲注 46) を参照.

58) かつては、検事の事前承認があれば、通信事実確認資料の提供要請が可能であった。しかし、2005年改正によって、法院の許可を得るように改正された。なお、捜査手続で通信事実確認資料の提供を要請する段階であるものの、法は許可主体を「法官(법관)」や「判事(판사)」ではなく「法院(법원)」と規定している。そのため、本稿でも「法院」と記出した。

ないことに関する審議を申請することができる(刑訴法 221 条の 5 第 1 項, 検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規程 59 条 3 項)⁵⁹⁾。

実務上, 要請事由は, 「当庁第〇〇事件と関連して被疑者を逮捕するため」や「当庁第〇〇事件と関連する証拠を収集するため」などのように, 通信事実確認資料を要請する理由を具体的に記載する。同様に, 当該加入者との関連性は, 「加入者〇〇〇は, 当庁第〇〇事件の被疑者である」などと記載する。必要な資料の範囲は, 「〇〇〇名義の携帯電話〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇に対する 20YY 年 MM 月 DD 日から 20YY 年 MM 月 DD 日までの通話事実照会」などと記載する⁶⁰⁾。

また, 請求理由について, 疎明資料を添付しなければならない(13 条 9 項による 6 条 4 項の準用)。ただし, 緊急の事由があるときは, 通信事実確認資料の提供を要請した後で, 遅滞なく法院の許可を得て電気通信事業者に送付すれば足りる(同項ただし書)。事後的に法院の許可を得られなかった場合, 捜査機関は当該資料を遅滞なく廃棄しなければならない(13 条 4 項)。法院は, 請求に理由があると認めるときは, 通信事実確認資料の提供を許可する許可書を発付する(13 条 9 項による 6 条 5 項の準用)。この許可書には, その目的・対象・範囲・期間及び執行場所と方法を特定して記載しなければならない(13 条 9 項による 6 条 6 項の準用)。

許可書を執行するにあたっては, これを電気通信事業者に呈示する。なお, 2024 年 10 月に, 刑事司法手続における電子文書利用等に関する法律が施行された。この法律により, 通信事実確認資料の提供を許可する許可書が電子的に発行されることがある。その場合には, 大法院規則の定めるところにより, 電子文書を呈示し, 又は転送する方法によって, 許可書を執行することができる(刑事手続電子文書法 17 条 1 項 7 号)。

④緊急通信事実確認資料提供要請

検事又は司法警察官は, 管轄地方法院又は支部の許可を得ることができない緊急の事由があるときは, 通信事実確認資料提供を要請した後, 遅滞なくその許可を得て電気通信事業者に送付しなければならない(13 条 3 項ただし書)。緊急の事由によって通信事実確認資料の提供を受け, その後に地方法院又は支部の許可を得られなかった場合は, 提供された通信事実確認資料を遅滞なく廃棄しなければならない

59) 신동운·앞의 주 54) 341 쪽.

60) 이정만·앞의 주 45) 154 쪽.

(13条4項)。

⑤その他の規制——捜査対象者に対する事後通知等

検事又は司法警察官が通信事実確認資料の提供を受けたときは、提供要請事実等必要な事項を記載した台帳と通信事実確認資料の提供要請書等を所属機関に備え置かなければならない(13条5項)。また、法院にも、通信事実確認資料提供要請許可請求を受けた現況や、これを許可した現況及び関連資料が保存される(13条6項)。

電気通信事業者は、年に2回、通信事実確認資料の提供状況を科学技術情報通信部長官に報告しなければならない、関連資料を7年間保管する義務を負う(13条7項)。

検事又は司法警察官は、通信事実確認資料の提供を受けた場合、資料提供の対象者に対して、その旨を書面で通知しなければならない(13条の3第1項)。通知期間には、検事の終局処理を経ているか否か、捜査継続中であるか否かなどによって、手続段階に応じて法定されている(同項各号)。また、検事の終局処理を経していない場合には、国家安全保障や被害者その他事件関係者の生命・身体への危険、罪証隠滅・逃亡・証人威嚇など公正な司法手続の進行妨害などを理由に、その事由が解消されるまで通知を猶予することができる(13条の3第2項各号)。

⑥小括

捜査機関が通信事実確認資料の提供を受けるためには、捜査の必要性(13条1項)が要求される。情報通信網に接続された情報通信機器の位置を確認することのできる発信基地局の位置追跡資料や、コンピューター通信又はインターネット使用者が情報通信網に接続するために使用する情報通信機器の位置を確認することのできる接続地の追跡資料をリアルタイムで取得する場合は、一定の犯罪を除いては、補充性も要求される(同2項)。手続的要件として、捜査機関は、法院の許可を得なければならない(同3項)。

通信事実確認資料の提供を受けた後も、捜査機関は、関連事項などを記載した台帳を備え置かなければならない(13条5項)。また、通信事実確認資料を提供した電気通信事業者は、年に2回、提供状況を科学技術情報通信部長官に報告する等の義務を負う(13条7項)。さらに、通信事実確認資料の提供を受けたときは、携帯電話の所有者に対する通知が義務づけられている(13条の3第1項)。

以上のように、韓国では、携帯電話の位置情報取得について、事前・事後の様々な規制が法律によって要求されている。

Ⅳ. 韓国通信秘密保護法 2019 年改正とその背景

1. 2019 年改正による補充性要件新設と憲法裁判所決定

捜査機関が通信事実確認資料の提供を受けるにあたり、①基地局や接続地の位置情報をリアルタイムで取得する場合や、②特定の基地局に対する通信事実確認資料を取得する場合は、通信秘密保護法 5 条 1 項各号の掲げる一定の犯罪を除いては、捜査の必要性に加えて補充性が要件とされている（同条 2 項）。2019 年以前の通信秘密保護法は、必要性のみを要求していた。補充性は、2019 年改正によって新たに設けられた要件である。改正の契機は、2018 年 6 月 28 日に示された憲法裁判所決定である。

なお、この日、憲法裁判所は、携帯電話位置情報取得と関連して二つの決定を下している。その一つは、位置情報リアルタイム取得と補充性に関する決定であり、次節で詳細に紹介するものである（以下、「2018 年決定」という。）⁶¹⁾。もう一つは、特定時間帯などに特定基地局と接続していた不特定多数の携帯電話の通信事実確認資料を大量に取得する捜査手法に関するものである⁶²⁾。すなわち、ある地点・時点で犯罪が発生し、被疑者が特定できていない場合に、特定基地局から発着信されたすべての電話番号を対象に、通信事実確認資料を収集することがあり得る。この場合、捜査機関は、一通の許可書を得ることにより、場合によっては数千以上の携帯電話の通信事実確認資料を取得することになる。憲法裁判所は、同日に、このような捜査手法の憲法適合性に関する判断も示している。この決定の扱う問題も、基地局位置情報と関連するものである。しかし、その性質や法的問題点は、リバース・ロケーション令状 (Reverse Location Warrant) やジオフェンス令状 (Geofence Warrant) と呼ばれる令状方式に関するものと類似しており⁶³⁾、本稿の射程を超える。

そこで、本稿では、位置情報リアルタイム取得と補充性に関する前者の決定に限

61) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 191, 550 (병합), 2014 헌마 357 (병합) 결정.

62) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 538 결정.

63) 指宿信「スマホ位置情報の『一網打尽』捜査——『ジオフェンス令状』の正体」世界 952 号 (2022 年) 52 頁以下、指宿信「『リバース・ロケーション令状』と令状主義」成城法学 90 号 (2023 年) 31 頁以下、尾崎・前掲注 1) 144 頁以下などを参照。

定して、以下で詳細に紹介する⁶⁴⁾。

2. 2018 年決定の事案の概要 (2012 헌마 191, 550 등)⁶⁵⁾

2018 年決定は、整理解雇への抗議と関連する「集会及びデモに関する法律」違反事件と、国土交通部の発表した鉄道産業発展計画に対するストライキと関連する業務妨害事件に関する各憲法訴願を併合審理したものである。これらの事案で、捜査機関は、「捜査… (中略) …のため必要である」として、法院の許可を得て、リアルタイムの位置情報を含む通信事実確認資料の提供を受けた。そして、後日、その事実が捜査対象者(本件憲法訴願請求人)に通知された。これを受けて、本件憲法訴願請求人は、明白性原則に違反していることや、請求人等の通信の自由、プライバシーの秘密と自由、個人の情報自己決定権などの基本権が侵害されたことを理由に、本件憲法訴願を行った。

3. 2018 年決定の要旨

(1) 明白性原則違反の有無

まず、憲法裁判所は、通信事実確認資料の提供要請要件である「捜査のために必要な場合」が明白性原則に反するかどうかを検討した。そして、前述の通り、『「捜査のために必要な場合」とは、位置追跡資料が犯人の発見や犯罪事実の立証に寄与する蓋然性が十分に疎明されるという前提の下で、犯人を発見・確保し証拠を収集・保全する捜査機関の活動のために、その目的を達成することができる範囲内で、関係者の位置追跡資料の提供を要請する必要がある場合である」と解した。これは、「健全な常識と通常の法感情を有する者であれば、その趣旨を予測することができる程度の内容として確定されており、不明確とはいえない」ため、明白性原則に違反しないと判示した。

64) 2018 年に示された憲法裁判所の二つの決定について、個人情報保護の観点から検討するものとして、韓スピン「韓国における個人情報保護の憲法理論と実務」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 64 号 (2024 年) 171 頁以下がある。

65) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 191, 550 (병합), 2014 헌마 357 (병합) 결정.

(2) 過剰禁止原則違反の有無

①目的の正当性と手段の適正性

次に、憲法裁判所は、過剰禁止原則違反について検討した。ここでは、まず、「目的の正当性と手段の適正性」が確認された。すなわち、情報通信技術が飛躍的に発展した現代社会では、携帯電話やインターネット通信が日常的に利用されており、捜査機関が特定の者について捜査をするにあたって、位置情報追跡資料が重要な資料となっていることを確認した。そして、通信事実確認資料の提供要請に関する13条1項は、「捜査機関が捜査の必要性のある場合に電気通信事業者に情報主体である電気通信加入者の位置情報追跡資料の提供を要請できるようにすることで、捜査の迅速性と効率性を図り、これを通じて実体的真実発見と国家刑罰権の適正な行使に寄与しようとするものであるため、立法目的は正当である」とした。また、その立法目的を達成する上で効果的な方法が法制されているため、手段の適正性も認められるとした。

②侵害の最小性

その上で、憲法裁判所は、侵害の最小性が認められるかどうかを検討した。「捜査機関による位置情報追跡資料の提供要請は、通信秘密保護法の定める強制処分に該当する」ものであり、「必要な最小限度の範囲内でのみ行わなければならない」ためである⁶⁶⁾。まず、憲法裁判所は、位置情報追跡資料の性質について、「情報主体である電気通信加入者が携帯電話等を使用するときに必然的に生成されるものであり、情報主体が特定の時間に存在し、又は存在した場所に関する情報を提供する」ものであると確認した。そして、「このような情報は、個人の私的生活の秘密と自由に開するものとなり得るため、捜査機関に提供される場合、情報主体に対する通信の自由及び自己情報の自己決定権の侵害につながるおそれがある」と危惧した⁶⁷⁾。また、

66) 刑事訴訟法199条1項は、「捜査に関しては、その目的を達成するために必要な調査をすることができる。但し、強制処分は、この法律に特別の規定がある場合に限り、必要な最小限度の範囲内でのみ行わなければならない。」と規定している。

67) 本決定は、その冒頭で、個人情報自己決定権に関する憲法裁判所判例を確認している。ここでは、個人情報自己決定権について「自身に関する情報が、いつ、誰に、どの範囲まで知られたり利用されるようにするかについて、その情報主体が自ら決定できる権利」とであると確認している。また、個人情報自己決定権の保護対象となる個人情報は、「個人の身体、信念、社会的地位、身分等のように個人の人格主体性を特徴づける事項として、

「捜査機関は、位置情報追跡資料の分析を通じて、特定時間帯の情報主体の位置及び移動状況に関する情報を取得することができ、情報主体の予想経路及び移動目的地等を類推することも可能である」ところ、「特に、リアルタイム位置情報追跡資料は、情報主体の現在位置と移動状況を提供する点で、たとえ通信の内容的情報でないとしても、十分な保護を必要とする敏感な情報に該当し得る」ことも確認した。その上で、憲法裁判所は、通信事実確認資料の提供要請に関する 13 条 1 項が「『捜査のために必要な場合』のみを要件としており…(中略)…捜査機関が犯人の発見や犯罪事実の立証に寄与する蓋然性さえあれば、すべての犯罪について、捜査の必要性のみが認められて補充性は認められない場合であっても、被疑者・被内査者のみならず関係者に対する位置情報追跡資料提供要請を可能にしている」ことを指摘した。そして、この規定が「立法目的達成のために必要な範囲を超えて、広範囲に捜査機関の位置情報追跡資料提供要請を許容することにより、情報主体の基本権を過度に侵害している」と結論づけた。

③代替手段などの検討

なお、憲法裁判所は、立法目的を達成する上で支障を来さずに、情報主体の基本権を過度に侵害しない方法があり得るかどうかについても検討している。憲法裁判所が例示した方法は、「①捜査機関が電気通信事業者からリアルタイム位置情報追跡資料の提供を受けた場合や、不特定多数に対する位置情報追跡資料の提供を受けた場合には、捜査の必要性のみならず補充性があるとき——すなわち、他の方法によっては、犯罪実行の阻止や犯人の発見・確保、証拠の収集・保全が困難な場合に限り、捜査機関が位置情報追跡資料の提供を要請できるようにする方法、②通信秘密保護法 5 条 1 項に規定された通信制限措置が可能な犯罪以外の犯罪に関しては⁶⁸⁾、捜査の必要性のみならず補充性がある場合に限り、捜査機関が位置情報追跡資料の提供を要請できるようにする方法等」である。憲法裁判所は、このような方法等を採用すれば、捜査の迅速性及び効率性を確保し、実体的真実を発見し、国家刑罰権を適正に

その個人の同一性を識別できるようにする一切の情報」であって、「このような個人情報を対象とした調査・収集・保管・処理・利用等の行為は、原則的に個人情報自己決定権に対する制限に該当する」と判示している(헌법재판소 2005.7.21 선고, 2003 헌마 282 결정; 헌법재판소 2012.12.27 선고, 2010 헌마 153 결정)。なお、韓国の個人情報自己決定権に関する議論について、韓・前掲注 64) 155 ~ 205 頁を参照。

68) 本稿Ⅲ 2 (1) を参照。

行使するという立法目的を達成しつつ、捜査機関の位置情報追跡資料提供要請の濫用を防止し、情報主体の基本権保障を図ることができるという。それにも拘わらず、このような方法は採られていない。これは、「情報主体の基本権制限を最小化しようとする努力を度外視したまま、捜査機関の捜査の便宜及び効率性のみを図るものであり、立法目的の達成に必要な範囲を逸脱し、情報主体の基本権を過度に制限している」状態であるという。

憲法裁判所は、さらに進んで、「捜査機関が電気通信事業者に位置情報追跡資料の提供を要請する場合、法院の許可を得なければならない」ことを挙げ、通信事実確認資料の提供要請に関する13条1項が「必要性のみを規定して補充性等の要件や対象犯罪を制限していないとしても、位置情報追跡資料の提供要請と関連して捜査機関の権限濫用は一定部分統制されていると解する余地」があるかどうかについても検討している。ここで、憲法裁判所は、通信秘密保護法上の各種措置の実情に触れる。すなわち、「捜査手続では、要件が厳格な通信制限措置の活用が次第に減り⁶⁹⁾、「相対的に要件が緩和された通信事実確認資料が頻繁に活用され」ていることを指摘する。また、許可請求に対する法院の却下率が、通信制限措置は約4%であるのに対して、通信事実確認資料は約1%に過ぎないことを紹介する。そして、これらの原因について、通信事実確認資料の提供要請に関する13条1項が「補充性等を要求しないまま、捜査の必要性のみを要件として規定していること」にもあると指摘する。これらを踏まえて、憲法裁判所は、「法院が許可を担当するという事情のみをもって、捜査機関の位置情報追跡資料の提供要請濫用に対する統制が十分に行われているとはいえない」と結論づける。

これに加えて、憲法裁判所は、基地局位置情報の精度についても言及する。すなわち、「通信秘密保護法2条11号へに該当する発信基地局の位置追跡資料の場合には、基地局の通信範囲が少なくとも数百メートルから最大数千メートルに及ぶ等、その幅が相当に広いため、より正確な位置を把握することは困難であり、情報主体に対する基本権制限の程度は深刻でないと解する余地」があるかどうかについても検討している。この点について、憲法裁判所は、「今日の情報通信技術の発達とともに位置情報を正確に測量して利用することのできる技術も急速に発展しており、誤

69) 通信制限措置とは、「郵便物の検閲又は電気通信の傍受」のことである(3条2項)。その要件は、5条及び6条で規定されている。なお、本稿Ⅲ2(1)も参照。

差の範囲や基地局周辺の建物の状況等の様々な条件を総合して捜査対象者等の位置情報を相当に正確な水準で把握することが可能となり、情報主体の基本権に重大な侵害となり得る」と判示している。

④結論

以上を踏まえて、憲法裁判所は、通信事実確認資料の提供要請に関する13条1項は「侵害の最小性要件を充足するとはいえない」と結論づけた。また、法益の均衡性についても、この規定によって達成しようとする「実体的真実発見と国家刑罰権の適正な行使という公益は重要であり、このような公益目的達成のために捜査機関が電気通信事業者から位置情報追跡資料の提供を受けることは不可避な側面がある」と認めつつ、本件規定は「公益目的の達成に必要な範囲を逸脱し、情報主体の通信の自由と個人情報自己決定権を過度に制限して」いるため、本件規定によって「達成しようとする公益が、それにより制限される情報主体の基本権よりも重要であると断定することはできない」と結論づけた。

そして、最終的に、通信事実確認資料の提供要請に関する13条1項について、「過剰禁止原則に違反し、請求人等の個人情報自己決定権及び通信の自由を侵害する」と判示した⁷⁰⁾。

4. 2018年決定の考え方

2018年決定は、捜査における通信事実確認資料の活用——とりわけ、位置情報追跡資料の活用自体を否定的に捉えているわけではない。憲法裁判所は、「目的の正当性と手段の適正性」を判断するにあたって、情報通信技術が飛躍的に発展した現代社会で、位置情報追跡資料を含む通信事実確認資料が捜査上の重要な資料であることを指摘している。そして、これによって捜査の迅速性と効率性が図られ、実体的真実発見と国家刑罰権の適正な行使にも寄与すると判示している。

憲法裁判所が位置情報追跡資料の活用自体を否定的に捉えていないことは、同決定が憲法不合法決定であったことから伺える。憲法裁判所法45条は、合憲決定と違憲決定のみを規定している（憲法113条1項も参照）。しかし、憲法裁判所の実務

70) 本決定が取り上げた論点のうち、本稿が割愛したものとして、位置情報追跡資料に関する定義規定の明確性原則違反の有無、事後通知に関する規定の適正手続原則違反の有無などがある。

は、より一層柔軟な判断を行うために、ドイツ連邦憲法裁判所判例に倣って「変形決定」を導入している。違憲決定は、当該法律又は当該法律条項の効力を喪失させる（憲法裁判所法 47 条 2 項）。当該法律等が刑罰に関するものであるときは、遡及してその効力を喪失させる（同条 3 項）。これに対して、憲法不合致決定は、実質的には違憲決定であるものの、法の空白状態を防止するとともに、立法を促すために、当該法律等の効力を暫定的に認める決定である⁷¹⁾。

憲法裁判所は、携帯電話の位置情報を取得する捜査について、立法目的の正当性や手段の適正性、必要性を認めた。その上で、特にリアルタイム位置情報追跡資料が「十分な保護を必要とする敏感な情報に該当し得る」ことを確認した。そして、捜査の必要性のみでリアルタイム位置情報追跡資料を取得できるようにした当時の通信秘密保護法の当該規定は、「立法目的達成のために必要な範囲を超えて」おり、「情報主体の基本権を過度に侵害している」と判示して、「侵害の最小性要件を充足するとはいえない」と結論づけた。

おわりに——韓国の法制から得られる示唆

1. 日本における位置情報取得捜査の問題点

日本において、リアルタイムの携帯電話位置情報は、検証許可状に基づいて取得されている。また、過去の基地局利用履歴は、記録命令付差押許可状に基づいて取得されている⁷²⁾。

リアルタイムの携帯電話位置情報の取得は、総務省ガイドラインに基づいて実施されており、法律という法形式で要件や方法が具体的に定められているわけではない。この点について、法務省は、ガイドラインの規定は「捜査機関が令状によって位置情報を電気通信事業者から取得することが現行の刑事訴訟法上も可能であると

71) 以上、李範燦＝石井文廣編『大韓国法概説』（成文堂、2008年）28頁〔金知煥執筆〕、安部祥太『被疑者取調べの憲法的規制』（日本評論社、2019年）191～192頁を参照。憲法不合致決定以外にも、限定違憲決定（審判対象となった法の条文解釈のうち、特に憲法と調和しないものを法院による法の解釈・適用から排するもの）や、限定合憲決定（審判対象となった法の条文のうち、憲法に調和しない部分を排し、合憲部分に限るよう縮小解釈するもの）などの「変形決定」がある。

72) 柳川・前掲注9) 632頁、尾崎・前掲注1) 134～135頁など。

いうことを前提とした上で、電気通信事業者を所管される総務省において、同事業者が捜査機関から位置情報の取得を求められた場合における対応について定めた指針」と整理した上で、「みずから個人情報を取得することがガイドラインによって制限されている電気通信事業者が、例外的に位置情報を取得する場合について定めているもの」であり、「こういう内容のガイドラインの改正につきましては総務省の御判断により行われるものと考えており、刑事訴訟法を改正する必要性はない」と理解していた⁷³⁾。しかし、すでに述べたように、ガイドラインは、プライバシー保護の必要性が高い位置情報の性質を踏まえて、令状発付要件を具体的に明記しているわけではない。また、通信傍受法に見られるような、罪名の限定や補充性の要求などは存在しない。さらに、捜査機関が位置情報を取得した後の通知手続を整備しているわけでもなく、通信傍受法のように国会などへの報告を義務づけているわけでもない。

確かに、電気通信事業者を通じた位置情報の取得は、個人の所持品にGPS端末を取り付けて行う「装着型」の態様ではない。また、「検証すべき物」は電気通信事業者の管理するシステム端末であって、通信事業者を被処分者とする⁷⁴⁾。しかし、位置情報の取得によって侵害される権利・利益は、携帯電話の所持者のプライバシーであり、その点ではGPS捜査によって侵害される権利・利益と違いはない⁷⁵⁾。携帯電話位置情報取得捜査は、「携帯電話会社のシステム端末を操作して、携帯電話から発信された電波を受信した基地局及び受信方向等のデータから判明する位置情報の内容を、五感の作用により認識する」ものであるため、「検証に当たる」と解されている⁷⁶⁾。しかし、検証の対象が「携帯電話所持者の位置や移動状況それ自体」ではなく「データから判明する位置情報の内容」であるとすれば、携帯電話の位置を検索してデータとして表示させる行為は、この「検証」とは全く別個の処分である。その意味で、携帯電話位置情報取得捜査は、「検証」では捉えきれない性質を持つ可能性がある⁷⁷⁾。それに加えて、携帯電話位置情報の取得は「被疑者らに知られず秘

73) 第189回国会衆議院総務委員会会議録第12号(平成27年4月21日)6頁〔上富敏伸発言〕。

74) 伊藤雅人=石田寿一「判解」最判解刑平成29年度(2020年)65頁。

75) 川出・前掲注38)34頁。

76) 以上、池田・前掲注4)28頁。なお、石渡・前掲注4)144頁も参照。

77) 最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁は、GPS捜査について「情報機器の画

かに行うのでなければ意味がなく、事前の令状呈示を行うことは想定できない」ことも、公正性担保の手段が欠如している点で、通常の検証とは馴染みにくい。

法は、性質上は検証に該当する処分であっても、捜査手法の態様や被侵害法益を踏まえた対応をしている。身体検査（刑訴法 218 条 1 項後段）や通信傍受（刑訴法 222 条の 2 / 通信傍受法）は、刑訴法 218 条 1 項の「検証」から独立して規定され、特別の配慮がなされている。裁判所も、強制採尿や通信傍受法制定以前の電話検証のように、一定の捜査手法について特別の条件を求めてきた⁷⁸⁾。もちろん、条件を付さなければ適正化できない捜査手法は、当初の強制処分規定では実施できないことを前提とするため、刑訴法の予定する強制処分ではなく、強制処分法定主義に適合しないという指摘もある⁷⁹⁾。いずれにせよ、一定の捜査手法について、その態様や被侵害法益を踏まえた特質に着目して特別の措置を講じる視点は、立法と司法の双方が常に意識してきた。

平成 29 年 GPS 大法廷判決は、GPS 捜査を許すような検証許可状の発付に「疑義がある」とした。この判示は、上記のような視点をも意識したものであろう。なお、

面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点では刑訴法上の『検証』と同様の性質を有するものの、対象車両に GPS 端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、『検証』では捉えきれない性質を有することも否定し難い」と指摘している。また、その直後で、「仮に、検証許可状の発付を受け、あるいはそれと併せて搜索許可状の発付を受けて行うとしても」と述べている。このことに照らせば、平成 29 年 GPS 大法廷判決は、GPS 捜査における位置情報の検索を「搜索」に当たると捉えている可能性がある。以上の点について、川出敏裕「判批」大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 11 版〕』（有斐閣、2024 年）70 頁も参照。

78) 強制採尿について、最決昭和 55 年 10 月 23 日刑集 34 巻 5 号 300 頁。通信傍受法制定以前の電話検証について、最決平成 11 年 12 月 16 日刑集 53 巻 9 号 1327 頁。なお、池田・前掲注 4) 29 頁は、強制採尿や電話検証に関する上記最高裁判例を挙げながら、「位置探索のための令状の発付についても特別の厳格な要件を設定すべきであろうか」と問いを立てた上で、本稿Ⅱ 2 (2) で示した論理——「位置探索によって侵害される情報主体の利益は、おおよそその所在地が知られることに過ぎないのであって、電話傍受によって直接侵害を受ける利益や強制採尿に伴う執行上の不利益に比べると、それほど重大なものではない」ことを指摘し、「位置探索のための令状の場合、その処分の性質自体から嫌疑について特に高い程度のものが要求されるとは解されないし…（中略）、被疑事実となる犯罪の限定、補充性等を、特有の要件として設定する必要はない」と結論づける。

79) 稲谷龍彦「情報技術の革新と刑事手続」井上正仁＝西巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013 年）41 頁。

平成 29 年 GPS 大法廷判決の調査官解説は、同判決が「GPS 端末を個人の所持品に密かに取り付けて位置情報を検索し把握する捜査手法に関する判断を示したもの」であることを強調した上で、「携帯電話等の位置情報取得については、携帯電話会社等が既に保持している位置情報を取得しようとする場合に、守秘義務により任意の位置情報の提供に応じない同社等を被処分者とするようになるため検証許可状を取得して行っているのが実情であるが、本判決は、かかる携帯電話等の位置情報を取得するための捜査の要件等について判示したものではない」と述べる⁸⁰⁾。しかし、同調査官解説も認めるように、平成 29 年 GPS 大法廷判決が「GPS 端末の個人の所持品への取付けに着目して強制処分性を認めたからといって、およそそのような取付行為がなければ強制処分性が認められないということを判示したものではないことは当然」である⁸¹⁾。また、同判決が問題視した「私的領域」への侵入は、「『プライバシーの侵害』を可能とする機器を対象者の所持品に密かに装着することにより、そのことを知らない対象者がその所持品とともに移動などする際の——プライバシー強保護空間に関わるものであるおそれが常にある——位置情報を、当該機器が機能している限り何時でも、捜査機関が意のままに取得することのできる状態を作り出すことそれ自体」によって行われ得ると理解されている⁸²⁾。少なくとも、携帯電話の GPS 機能を用いた位置情報取得は、上記 2(3)②で確認した通り、犯罪対策閣僚会議の方針や総務省 WG の検討結果を通じて、利用者の携帯電話画面に「GPS 機能を用いて位置を探索中である」旨を表示させないように改正した経緯がある。その経緯を踏まえれば、「『非装着型 GPS 捜査』に分類されている携帯電話の GPS 遠隔操作は、『秘密裏に起動する GPS 機能』を国の政策で『装着』させて行なっているもの」であるため、「『非装着型』という呼称は事の本質から目をそらすことにな」って不適切であるともいえる⁸³⁾。

これらの点に照らしたとき、平成 29 年 GPS 大法廷判決を経た現在もなお、従来と変わらない解釈・方法で基地局位置情報を取得・活用し続けてよいか、疑問が残

80) 伊藤ほか・前掲注 74) 65 頁。

81) 伊藤ほか・前掲注 74) 66 頁。

82) 井上正仁「判批」井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕』（有斐閣、2017 年）67 頁。

83) 高木・前掲注 18) 86～89 頁。

る⁸⁴⁾、⁸⁵⁾。

2. 韓国の法制や議論状況から得られる示唆

韓国の法制や議論状況は、以下のことを示唆している。携帯電話位置情報取得捜査は、情報通信技術が飛躍的に発展した現代社会で、捜査上の重要な資料である。しかし、その取得にあたっては、情報主体の通信の自由や個人情報自己決定権を侵害するおそれがある。そのため、携帯電話位置情報取得捜査の実態や技術面をも踏まえて、過剰禁止原則違反の有無などを厳格に審査し、侵害の最小性などを確認して憲法適合性を吟味する必要がある。侵害の最小性と関連して、基地局や接続地の位置情報をリアルタイムで取得する場合や、特定の基地局に対する通信事実確認資料を取得する場合は、必要性のみならず補充性も認められなければならない。

また、事前の令状呈示が困難な捜査手法であることを念頭に、公正性や事後検証性を高める工夫も必要である⁸⁶⁾。韓国では、捜査機関に対して、法の要求する事項を記載した台帳の作成・保存や、通信事実確認資料の対象となった者への通知義務を課している。また、電気通信事業者に対して、捜査機関への情報提供状況を科学

84) 同様の問題意識として、指宿信「位置情報取得捜査の規制方法とプライバシー保護」指宿信編『GPS捜査とプライバシー保護——位置情報取得捜査に対する規制を考える』（現代人文社、2018年）234頁、高村紳「携帯電話位置情報の取得による監視型捜査の適法性についての検討」明治大学法学研究論集50号（2019年）48頁。

85) 最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁は、GPS捜査の問題点を挙げた上で、「これらの問題を解消するための手段として、一般的には、実施可能期間の限定、第三者の立会い、事後の通知等様々なものが考えられるところ、捜査の実効性にも配慮しつつどのような手段を選択するかは、刑訴法197条1項ただし書の趣旨に照らし、第一次的には立法府に委ねられている」と指摘した。また、「仮に法解釈により刑訴法上の強制の処分として許容するのであれば、以上のような問題を解消するため、裁判官が発する令状に様々な条件を付す必要が生じるが、事案ごとに、令状請求の審査を担当する裁判官の判断により、多様な選択肢の中からの確な条件の選択が行われない限り是認できないような強制の処分を認めることは、『強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない』と規定する同項ただし書の趣旨に沿うものとはいえない」と述べた。携帯電話位置情報取得捜査について、本稿本文で挙げた問題が残るのであれば、これらの判示は携帯電話位置情報取得捜査にも妥当しそうである。田中・前掲注18)917～918頁〔大川隆男執筆〕も参照。

86) なお、三島聡「GPS装置による動静監視の解釈論的検討」季刊刑事弁護89号（2017年）121～122頁は、GPS捜査と関連して、事後規制の必要性・重要性を強調する。

技術情報通信部長官に報告させる義務を課している。

このような事前・事後規制は、「通信秘密を保護し、通信の自由を伸張すること」を目的とした通信秘密保護法という「法律」によって要求されている。それによって、携帯電話位置情報取得捜査の民主性、実施の透明性、事後検証の可能性などを高めてきた。少なくとも、日本よりは、携帯電話位置情報取得捜査に慎重な姿勢を採りながら、他方で現実に重要な捜査手法として活用できる方法を模索し、その要件を整備してきたといえる。

もっとも、位置情報取得捜査の権利侵害性は、時間の経過や技術の発展と、位置情報を含む各種データが把握・利用されることに対する抵抗感の低下とともに、問題視されなくなっていくかもしれない。そもそも、プライバシー概念自体は、極めて相対的な性格を持つものである⁸⁷⁾。また、技術の発展によって、位置情報の取得・利用を前提とする様々なサービスが急速に普及している。ここでいう技術は、自動運転などの最先端の技術のみを指すのではない。我々の日常には、スマートフォンのゲームアプリやジオターゲティング広告ツール（GPS や Beacon [ビーコン] など）を利用して、特定区域に現在する者に対して広告などを配信するツールである。）、勤怠管理ツールなどのように、位置情報を利活用したサービスがすでに相当程度広まっている。このような技術やツールが今以上に社会に浸透し、不可欠のものと認識されていけば、位置情報が取得・利用されることに対する抵抗感は薄れ⁸⁸⁾、延いては位置情報取得捜査を規制する必要性も低減するかもしれない。

しかし、現時点では、そのような時代への過渡期段階であると言えたとしても、位置情報のプライバシー性は依然として共有されているように思われる。そうであれば、将来的には「無用の規制」になったとしても、本稿で取り上げた韓国におけ

87) 本稿Ⅲ 1 で述べたように、韓国の CCTV 設置状況は日本と大幅に異なる。また、北朝鮮との緊張関係をも背景に整備された住民登録番号制度では、17 歳以上の者の指紋や顔写真などを住民登録証に登録することになっている（住民登録法 24 条 1 項・2 項など）。そのため、東アジアに位置して文化的にも相対的に類似した日韓両国を比べても、プライバシー概念は大きく異なるように思われる。

88) 甘利航司「GPS 型電子監視を使用した保釈——刑事司法の転換点」法学セミナー 824 号 (2023 年) 52 頁脚注 24) は、甘利が高校生を対象として講演して質問に応じた経験を挙げ、高校生には「居場所を常時把握されることがプライバシー侵害であるということは、説得的な批判とは思われていなかった」ことを紹介する。

る携帯電話位置情報取得捜査の規制枠組みや着眼点は、日本の法制を検討する上で重要な視点をもたらすはずである。

その他、本稿で取り扱えなかった論点として、特定時間帯などに特定基地局と接続していた不特定多数の携帯電話の位置情報を大量に取得する捜査手法とその規制がある。2018年の韓国憲法裁判所二決定のうち、本稿が取り上げなかった決定によれば、このような捜査手法は、情報主体の個人情報自己決定権を侵害する。しかし、当時の韓国の法制は、基本権侵害を最小化する立法的努力を行なっていなかった。そのため、憲法裁判所は、憲法不合致決定を下した⁸⁹⁾。この捜査手法は、リバース・ロケーション令状やジオフェンス令状と呼ばれる令状方式に類似したものであり⁹⁰⁾、これらの令状と共通の問題点を抱えている。本稿の射程を超えるため割愛したものの、極めて重要な問題を含む。これらの課題については、今後の検討課題としたい。

《付記》

本稿は、青山学院大学法学部附置判例研究所2019年度プロジェクト「携帯電話基地局位置情報取得捜査の規制に関する研究」による研究成果の一部である。このプロジェクトによる研究成果と関連して、本誌14巻1号に「韓国『通信秘密保護法』試訳」も掲載していただいた。青山学院大学附置判例研究所には、成果公表が著しく遅れたことをお詫び申し上げる。

本稿の執筆過程で、筑波大学准教授・尾崎愛美先生から貴重なご助言をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

89) 헌법재판소 2018.6.28 선고, 2012 헌마 538 결정.

90) 脚注 63) で挙げた各文献を参照。